

## 至誠清新ニュースレター

(2016年3月28日第12号)

### 企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」の公表

2016年3月14日に企業会計基準委員会より首題の適用指針が公表された。

本適用指針では、税効果会計に適用する税率を従来のいわゆる公布日基準から国会成立日基準へと変更された。

本適用指針は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用される。

(引用URL)

企業会計基準委員会

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/zeikouka2015\\_2/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/zeikouka2015_2/)

### 議事概要別紙（審議事項(2) マイナス金利に関する会計上の論点への対応）の公表

2016年3月23日に企業会計基準委員会より首記の議事が公表された。

同議事はマイナス金利環境課において金利スワップの特例処理の適用を継続することの可否について審議がされた。

金利スワップの特例処理については、金利スワップとヘッジ対象となる負債の条件等が完全に一致していることではなく、ほぼ同一であることを要件としている中で、現時点では、実際に借入金の変動金利がマイナスとなっている例は少ないと考えられ、仮にマイナスとなっている場合でも、借入金の支払利息額(ゼロ)と金利スワップにおける変動金利相当額とを比較した場合、通常、両者の差額は僅少と考えられるとの観点から特例処理の適用を継続することは妨げられたいとし

ている。

(引用 URL)

企業会計基準委員会

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/minutes/20160323/20160323\\_index.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/minutes/20160323/20160323_index.shtml)

### 株主提案権の在り方に関する会社法上の論点の調査研究業務報告書の公表

2016年3月25日に法務省より一般財団法人比較法研究センターからの首題の報告書が公表された。

昭和56年に導入された株主提案権制度は、近時においては、制度導入当時から様々な状況が変化している。とりわけ、株主総会で議論することが適切とはいいがたい提案がなされたり、一株主から膨大な量の株主提案がなされるなど、濫用的な株主提案が行われることもあることから、株主提案権の在り方について見直すべきであるとの指摘もされている。

そこで、同報告書ではアメリカ、イギリス、フランス、ドイツにおける株主提案権制度を比較検討し日本法への示唆が示されている。

(引用 URL)

法務省

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00182.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00182.html)